一　内国法人の当該事業年度の国外事業所等（法第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等をいう。以下この条において同じ。）を通じて行う事業に係る負債の利子（手形の割引料、第百三十六条の二第一項（金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入）に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるものを含む。第五項において同じ。）の額のうち、当該国外事業所等に係る自己資本の額（当該事業年度の当該国外事業所等に係る資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額から当該事業年度の当該国外事業所等に係る負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を控除した残額をいう。）が当該国外事業所等に帰せられるべき資本の額に満たない場合におけるその満たない金額に対応する部分の金額

二　内国法人（預金保険法第二条第一項（定義）に規定する金融機関、農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項（定義）に規定する農水産業協同組合、株式会社日本政策投資銀行（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第九条第一項（預金の受入れ等を開始する場合の特例）に規定する財務大臣の承認を受けたものに限る。）及び金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）に限る。）の有する資本に相当するものに係る負債につき当該事業年度において支払う負債の利子（第百三十六条の二第一項に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるものを含む。）の額のうち、当該内国法人の当該国外事業所等に帰せられるべき資本の額に対応する部分の金額

三　内国法人（保険業法第二条第二項（定義）に規定する保険会社に限る。）の当該事業年度の国外事業所等に係る投資資産（法第百四十二条の三第一項（保険会社の投資資産及び投資収益）に規定する投資資産をいう。以下この号及び第十六項から第十八項までにおいて同じ。）の額が当該国外事業所等に帰せられるべき投資資産の額を上回る場合のその上回る部分に相当する金額に係る収益の額

2　内国法人の国外事業所等と本店等（法第六十九条第四項第一号に規定する本店等をいう。第五項第二号において同じ。）との間で当該国外事業所等における資産の購入その他資産の取得に相当する内部取引（同条第四項第一号に規定する内部取引をいう。以下この項及び第五項第二号において同じ。）がある場合には、その内部取引の時にその内部取引に係る資産を取得したものとして、前項の規定を適用する。

3　第一項の規定を適用する場合において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額のうちに法第二十二条第三項第二号（各事業年度の所得の金額の計算）に規定する販売費、一般管理費その他の費用で国外源泉所得に係る所得を生ずべき業務とそれ以外の業務の双方に関連して生じたものの額（以下この項、次項及び第五項第三号において「共通費用の額」という。）があるときは、当該共通費用の額は、収入金額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうち当該内国法人の行う業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により国外源泉所得に係る所得の金額の計算上の損金の額として配分するものとする。

4　前項の規定による共通費用の額の配分を行った内国法人は、当該配分の計算の基礎となる事項を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

5　第一項第一号に規定する負債の利子の額は、第一号から第三号までに掲げる金額の合計額から第四号に掲げる金額を控除した残額とする。

一　国外事業所等を通じて行う事業に係る負債の利子の額（次号及び第三号に掲げる金額を除く。）

二　内部取引において内国法人の国外事業所等から当該内国法人の本店等に対して支払う利子に該当することとなるものの金額

三　共通費用の額のうち第三項の規定により国外源泉所得に係る所得の金額の計算上の損金の額として配分した金額に含まれる負債の利子の額

四　第一項第二号に掲げる金額

6　第一項第一号に規定する国外事業所等に帰せられるべき資本の額は、次に掲げるいずれかの方法により計算した金額とする。

一　資本配賦法（次に掲げる内国法人の区分に応じそれぞれ次に定める方法により計算した金額をもつて国外事業所等に帰せられるべき資本の額とする方法をいう。）

イ　ロに掲げる内国法人以外の内国法人　資本配賦原則法（(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した残額に、(3)に掲げる金額の(4)に掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法をいう。）

(1)　当該内国法人の当該事業年度の総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

(2)　当該内国法人の当該事業年度の総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

(3)　当該内国法人の当該事業年度終了の時の当該国外事業所等に帰せられる資産の額について、取引の相手方の契約不履行その他の財務省令で定める理由により発生し得る危険（以下この項及び次項において「発生し得る危険」という。）を勘案して計算した金額

(4)　当該内国法人の当該事業年度終了の時の総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額

ロ　第一項第二号に規定する内国法人　規制資本配賦法（当該内国法人の当該事業年度の銀行法第十四条の二第一号（経営の健全性の確保）に規定する自己資本の額に相当する金額、金融商品取引法第四十六条の六第一項（自己資本規制比率）に規定する自己資本規制比率に係る自己資本の額に相当する金額（次号ロ(1)及び第十五項において「規制上の自己資本の額」という。）に、(1)に掲げる金額の(2)に掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法をいう。）

(1)　当該内国法人の当該事業年度終了の時の当該国外事業所等に帰せられる資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額

(2)　当該内国法人の当該事業年度終了の時の総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額

二　同業法人比準法（次に掲げる内国法人の区分に応じそれぞれ次に定める方法により計算した金額をもつて国外事業所等に帰せられるべき資本の額とする方法をいう。）

イ　ロに掲げる内国法人以外の内国法人　リスク資産資本比率比準法（当該内国法人の当該事業年度終了の時の国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額に、(1)に掲げる金額の(2)に掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法をいう。）

(1)　当該内国法人の当該事業年度終了の日以前三年内に終了した比較対象法人（当該内国法人の国外事業所等を通じて行う主たる事業と同種の事業を国外事業所等所在地国（当該国外事業所等が所在する国又は地域をいう。イ及び第九項第二号において同じ。）において行う法人（当該法人が国外事業所等所在地国に本店又は主たる事務所を有する法人以外の法人である場合には、当該国外事業所等所在地国の国外事業所等を通じて当該同種の事業を行うものに限る。）で、その同種の事業に係る事業規模その他の状況が類似するものをいう。イ及び同号において同じ。）の各事業年度のうちいずれかの事業年度（当該比較対象法人の純資産の額の総資産の額に対する割合が当該同種の事業を行う法人の当該割合に比して著しく高い場合として財務省令で定める場合に該当する事業年度を除く。イ及び同号において「比較対象事業年度」という。）終了の時の貸借対照表に計上されている当該比較対象法人の純資産の額（当該比較対象法人が国外事業所等所在地国に本店又は主たる事務所を有する法人以外の法人である場合には、当該法人の国外事業所等（当該国外事業所等所在地国に所在するものに限る。）に係る純資産の額）

(2)　比較対象法人の比較対象事業年度終了の時の総資産の額（当該比較対象法人が国外事業所等所在地国に本店又は主たる事務所を有する法人以外の法人である場合には、当該法人の国外事業所等（当該国外事業所等所在地国に所在するものに限る。）に係る資産の額）について、発生し得る危険を勘案して計算した金額